



部活動の地域展開等に向けた 直近の情報共有

スポーツ庁 地域スポーツ課

令和8年度 運動部活動の地域展開等推進事業 連絡協議会 概要

目的

- 部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する意見交換や情報共有の実施
- 同地域内における担当者間での横の繋がり強化による、広域連携と協働の促進

実施概要

日時：7月下旬～8月下旬（詳細、次ページ）

時間：13時00分～16時00分

形式：対面・オンラインのハイブリッド開催

内容

- ・ スポーツ庁から行政説明
- ・ 取組事例の紹介
- ・ ワークショップ、自治体間での意見交換・情報共有
- ・ ネットワーキング

参加者

- ・ 地方公共団体担当者（教育委員会・スポーツ振興担当）
- ・ 総括コーディネーター、コーディネーター等（地方公共団体及び地域クラブ活動）
- ・ 地域クラブ活動関係者（運営団体・実施主体等）

備考

連絡協議会資料等について、会の終了後に、参加者以外にも広く情報共有を図る。

連絡協議会の日程・会場等

Nº	開催日	ブロック	会場	発表自治体	アドバイザー
1	7/24 (金)	関東	デロイトトーマツ事務所 東京都千代田区丸の内三丁目3番1号 新東京ビル	- 茨城県土浦市 - 埼玉県上尾市	新潟県長岡市教育委員会 部活動地域展開室 室長 石川 智雄氏
2	7/28 (火)	中国・四国	ヒカリホールディングスビル 岡山県岡山市北区柳町1丁目4-8	- 岡山県和気町 - 鳥取県南部町	新潟県村上市役所企画戦略課 総括コーディネーター 兼 部活動地域移行総括コーディネーター NPO法人希楽々 理事 新潟県 村上市スポーツ推進委員 渡邊 優子氏
3	8/3 (月)	北陸・甲信越	金沢商工会議所会館 石川県金沢市尾山町9-13	- 新潟県魚沼市 - 富山県南砺市	環太平洋大学 体育学部 教授 友添 秀則氏
4	8/7 (金)	九州	リファレンス博多駅東貸会議室 福岡県福岡市博多区1丁目16-14	- 宮崎県宮崎市 - 長崎県南島原市	長崎県大村市教育委員会 学校教育課 参事・体育スポーツ専門幹 久田 晴生氏
5	8/17 (月)	東海・近畿	京都府民総合交流プラザ 京都テルサ 京都府京都市南区東九条下殿田町70	- 兵庫県加古川市 - 岐阜県海津市	公益財団法人 新潟県スポーツ協会 スポーツ推進課長 澁谷 健一氏
6	8/27 (木)	北海道・東北	仙都会館 宮城県仙台市青葉区中央2-2-10	- 北海道登別市 - 青森県むつ市	長崎県長与町教育委員会 教育長 金崎 良一氏

①学校教育等に関する 移動の安全確保について

学校教育等に関する移動の安全確保のための対策（令和8年6月）概要 ①

令和8年5月、部活動の遠征のためのバスによる移動中に死傷者が出る重大な事故が発生したことを受け、文部科学省と国土交通省は「学校教育等に関する移動の安全確保に向けた連絡会議」を設置し、自動車による移動時の安全確保について対策をとりまとめた。

1. 事故の概要

- 令和8年5月6日、学校法人北越高等学校の部活動の遠征のため、マイクロバスによる移動中に、生徒に死傷者が出る重大な事故が発生
- 事故に至る経緯等については現在も捜査中であるが、北越高校と蒲原鉄道との間で認識が異なっている状況。両者は、当該バスの手配について、事前に見積書や契約書を交わしていなかったと回答

※以下の通り読み替えて、部活動の地域展開による地域クラブ活動にも適用

「学校」 → 「地域クラブ活動の運営団体・実施主体」

「学校の管理職」 → 「地域クラブ活動の運営団体・実施主体の責任者」

「部活動」 → 「地域クラブ活動」

「教職員」 → 「地域クラブ活動のスタッフ・指導者等」

2. 今後の対策

- 教育課程内の活動においては、移動が必要となる場合、原則、公共交通機関、貸切バス等又はスクールバスを利用することが基本。教育課程外その他の活動においても、特に長距離・長時間の移動が必要となる場合、地域の実情も踏まえつつ、利用可能な範囲で、公共交通機関等の利用も含めて移動手段を検討することが重要

（1）ガバナンスの徹底

- 学校の設置者は、学校教育等における移動の安全確保について設置する学校に対して適切に管理運営。学校及び交通事業者等は、安全確保のための措置について、契約内容等の書面での確認を含め、担当者任せにせず、組織として対応
- 学校の管理職は、学校における「安全管理の責任者」であり、学校外で行う部活動を含む学校管理下の校外活動のための児童生徒の引率計画や教職員の出張について、書面等による事前承認を含む安全管理を徹底
- 学校は、児童生徒の校外活動の計画について、書面等により、保護者に対して事前に連絡

（2）適切な事業者選定と契約の透明化・文書化

- 学校は、法令に基づく許可又は登録を受けた交通事業者等であることを確認するとともに、貸切バス事業者安全性評価認定制度を参考にすると、適切に交通事業者等を選定
- 貸切バス事業者、レンタカー事業者、旅行業者は、事前に学校に対して書類の交付が必要な場合、適切に交付
- 学校、交通事業者等とともに、自動車の利用前に、見積書、契約書等の書面により契約内容（契約主体、内容等）を明確化。契約に関する書面については整理して保存

学校教育等に関する移動の安全確保のための対策（令和8年6月）概要 ②

（3）レンタカーでの契約の在り方

- 学校は、レンタカーを利用する場合、レンタカー事業者以外の事業者等に依頼せず※1、自らが借受人となってレンタカー事業者と契約を行い、貸渡証を受領し、当日携行
- 学校は、レンタカー契約に際して、実際に運転する可能性がある全ての者を貸渡契約に運転者として明記するとともに、マイクロバスを借り受ける場合における運行区間、行先、利用者人数、使用目的等を網羅的かつ適切にレンタカー事業者に申請
- レンタカー事業者以外の事業者等は、学校に代わってレンタカーを手配しない※1

※1 法令上の登録を受けた旅行業者等を介してレンタカーを手配する場合を除く。

（4）自家用自動車・レンタカー利用の際における「安全管理チェックシート」の活用

- 学校の教職員は、部活動の遠征等のための生徒の引率に当たって、自家用自動車やレンタカーを使用する場合、「安全管理チェックシート」を参考に、①事前に引率計画や運転者の資格等及び自動車の安全性の確認、②当日出発前に引率の実施や運転者及び自動車の状況に関する確認を行う
その際、学校の管理職は、引率計画や移動計画等について、書面等による事前承認を徹底

（5）運転者の手配の在り方

- 学校は、自家用自動車やレンタカーの使用の際には、学校自らの責任で、運転者を直接手配すること又は関係法令で認められている事業者等※2に直接依頼し、適切に契約
- 事業者等は、関係法令で認められている場合を除き、運転者の手配の依頼があっても、手配しない
- 学校は、その責任において手配する運転者について、適切かつ有効な運転免許を保有していることや、事故歴・交通違反歴等の懸念事項がないことを事前に確認

※2 自家用自動車管理業者や許可を受けている労働者派遣事業者又は職業紹介事業者等

（6）教職員等の同乗について

- 学校は、児童生徒の発達段階も踏まえつつ、自動車に教職員等（部活動指導員、保護者等も含む。）が同乗することが望ましいことを踏まえ、必要な教職員等を適切に配置

（7）安全意識の啓発・研修等

- 学校の設置者は、学校の管理職や児童生徒の引率において運転者となることが想定される教職員を対象として、安全管理の責任者や運転者としての安全意識の啓発・研修等を実施することが望ましい
- 学校の管理職は、移動の安全確保に関する啓発・研修等への参加に努めるとともに、国土交通省の地方運輸局等においても、教育委員会や都道府県私学担当部局その他校長会・教頭会等が学校の管理職に対して研修を実施する際に、運輸安全マネジメントの啓発を行うなど、研修への協力に努める

安全管理チェックシート

学校教育等における移動手段の類型と留意事項

移動手段	学校等で使用が主に想定される場面	手配を行う者	運転者	留意事項	
				車両の手配・管理	運転者の手配・管理
貸切バス、タクシー等 A ※スクールバス(事業者所有車両)を含む	・通学 ・教育課程内の活動(修学旅行等) ・教育課程外の活動(部活動) 地域クラブ活動	・学校教職員 ・宿泊を伴う活動であれば旅行業者を通じた手配も想定(管理職の承認) 地域クラブ活動の場合、実施主体の運営スタッフ等	車両を有する事業者の運転者	・法令に基づく許可を受けた事業者であることの確認 ・書面による契約内容の確認 ・乗車前のナンバープレートの色(いわゆる緑ナンバー)の確認 ・貸切バス事業者安全性評価認定制度を参考 <貸切バス> ・運送引受書の受領(契約内容の確認) <タクシー> ・契約内容の確認	
公共ライドシェア(自家用有償旅客運送) B	同上	学校教職員(管理職の承認)	自治体等の運送主体が確保した運転者	・法令に基づく登録を受けた事業者であることの確認 ・書面による契約内容の確認	
スクールバス(学校、設置者所有) C		地域クラブ活動の場合、実施主体の運営スタッフ等がスクールバス所有者を介して手配 ※自治体が運営する地域クラブが当該自治体のスクールバスを活用する場合等	・指定された教職員 ・学校または設置者が手配した運転者	・道路運送車両法による以下の義務の履行 ➤ 自動車の使用者は、日常点検整備や定期点検整備などを行う必要 ➤ 定員11～29名以下のバスを2台以上、定員30名以上のバスを1台以上所有している場合は、整備管理者の選任が必要	・道路交通法による以下の義務の履行 ➤ 適切な運転免許の保有や過労運転等の禁止等 ➤ 定員11名以上の自動車を所有しているなどの場合、安全運転管理者を選任し、運行計画の作成、点呼による運転者の疲労等の確認、アルコール検知等の実施
自家用車(教職員、同窓会、保護者会等が所有・管理する車両) D	教育課程外の活動(部活動) 地域クラブ活動	学校教職員(管理職の承認)	・教職員、保護者等の学校関係者 ・学校が手配した運転者	・「安全管理チェックシート」参照 ・運転者は自らの責任で手配	
レンタカー E		地域クラブ活動の場合、実施主体の運営スタッフ等	地域クラブ活動の場合、実施主体の運営スタッフ、保護者、指導者等	・法令に基づく許可を受けた事業者であることの確認 ・学校が自ら借受人となってレンタカー事業者と契約 ・運転の可能性のある者の事前連絡を含む、貸渡約款の遵守 ・貸渡証の受領(契約内容の確認・運転時の携行)	・「安全管理チェックシート」参照 ・車両を貸し出す事業者に依頼して運転者を手配してもらうのは不可

※【A～E】は取りまとめ文書との対応関係



自家用車・レンタカー利用時 安全管理チェックシート

事前確認
用

※本チェックシートは、チェックした後に管理職に提出しましょう。



引率の計画

☐ 引率計画(下記項目を含む)について、書面等により、管理職の承認を得ましたか？

- ◆ 日程、行程
- ◆ 引率する生徒(人数、氏名)
- ◆ 引率者、運転者
- ◆ 使用する自動車(定員数、管理者)
- ◆ 生徒が乗車する車両への同乗者
- ◆ 緊急時の対応方針・体制・連絡先 等

※無理のない移動(運転距離、時間帯、運転者の負担等を勘案)を計画しましょう。

<参考> 貸切バス等乗務者の場合

- ・ 運転時間(1日9時間以内(2日平均))
- ・ 連続運転時間(4時間以内(概ね2時間までに努める))
- (運転中断は10分以上/回、合計30分以上) 等

☐ 校外活動等の計画(下記項目を含む)について、書面等により、保護者に連絡しましたか？

- ◆ 日程、行程
- ◆ 費用負担
- ◆ 引率者、運転者
- ◆ 緊急時の対応方針・体制・連絡先 等

☐ 運転者が当日体調不良などで運転できない場合の対応を決めていますか？


運転者

☐ 運転者は有効な運転免許を保有していますか？

☐ 運転者に、事故歴や交通違反歴などの懸念事項はありませんか？

<参考> 乗合バスやタクシー、公共ライドシェアの運転者の場合

- ・ <乗合バス・タクシー>事故惹起運転者(死者又は負傷者を生じた事故を引き起こし、かつ当該事故前の3年間に交通事故を引き起こしたことがある運転者)は、特別な指導及び適性診断を受診。
- ・ <公共ライドシェア>2年以内に運転免許停止処分を受けた者は運転者として選任しない。
- (例えば、自動車安全運転センターが交付する無事故・無違反証明書又は運転記録証明書等により事故歴を把握可能。)

☐ (レンタカーの場合)実際に運転する可能性がある全ての者を貸渡契約に運転者として明記していますか？

※ 運転者の変更がある場合は予めレンタカー事業者の承諾を得るなど貸渡約款を遵守しましょう。



自動車(自家用車の場合)

☐ 使用する自動車は、定期点検で異常はありませんか？

※ 定期点検整備の実施は、法令上の義務です。

☐ 使用する自動車には、有効な車検証を備え付けていますか？

☐ 使用する自動車について、適切な保険に加入していますか？

※ 自動車損害賠償責任保険への加入は法律上の義務です。併せて、任意保険にも加入しましょう(運転者の保険適用範囲など補償内容も確認しましょう。事業用自動車・公共ライドシェアは任意保険への加入が法令上義務付けられています。)



自家用車・レンタカー利用時 安全管理チェックシート

当日確認
用

※本チェックシートは、チェックした後に管理職に提出しましょう。



引率の実施

☐ 警報等の発令など移動を中止すべき状況ではありませんか？

※ 天候や道路交通状況等により、移動の安全が確保されない恐れがある場合は、中止も含めて、適切に判断しましょう。

☐ 道路の混雑や工事、天候等を勘案して、無理のない移動計画となっていますか？

※ 当日の状況を踏まえて、必要があれば経路等を変更し、管理職に必要な報告を行いましょう。

☐ 緊急時の対応方針・体制・連絡先等について確認しましたか？

☐ 引率する生徒の体調等に異常はありませんか？

☐ シートベルトの着用について、生徒に対し、乗車時に指導を行いましたか？


運転者の状況

☐ 疾病、疲労、睡眠不足など、健康状態について安全な運転に支障はないですか？

☐ 酒気を帯びた状態にありませんか？

☐ 有効な運転免許証又はマイナ免許証を携帯していますか？

☐ (当日、急遽、運転者が変更となった場合)有効な運転免許の保有や事故歴・交通違反歴などの懸念事項の有無について確認の上、事前に管理職の承認を得た運転者ですか？


自動車の状況

自家用車の場合

☐ ブレーキ機能、タイヤ状態の確認(損傷の有無、適切な空気圧、路面状況に応じたタイヤ等)、ランプ類の点灯、エンジンオイルや冷却水の量などに異常はありませんか？

☐ 有効な車検証を備え付けていますか？

☐ 使用する自動車について、適切な保険に加入していることを確認しましたか？

※ 自動車損害賠償責任保険への加入は法律上の義務です。併せて、任意保険にも加入しましょう(運転者の保険適用範囲など補償内容も確認しましょう。)

レンタカーの場合

☐ 貸渡証を携行していますか？

② こども性暴力防止法について

制度の対象について



こどもたちが大人から勉強やスポーツなどを教えてもらう場所、保育などを受ける場所、

そこでこどもに接して働く人たちが
「こども性暴力防止法」の対象になります。

子供たちに指導を行う地域クラブ活動においては、指導者等からの性暴力を防止することが非常に重要です。積極的に認定を受けましょう！

全ての事業者が
法律で定める性暴力防止の取組の
義務がある



学校（幼稚園）



認可保育所
認定こども園



児童養護施設



児童館

など

国の「認定」を受けた事業者が
法律で定める性暴力防止の取組を行う
（認定は任意）



認可外保育所



放課後児童クラブ



学習塾



スポーツクラブ

など

※対象となるには要件を満たす必要があります

こども性暴力防止法の概要

(学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律(令和6年法律第69号))



制度趣旨

児童等に教育・保育等を提供する事業者に対し、**従事者による児童対象性暴力等を防止する措置を講じる**こと等を義務付ける。

制度対象

事業者が行う各事業・業務が、児童等との関係で、**①支配性、②継続性、③閉鎖性**を有するか否かの観点から、対象事業・業務を規定。

対象事業者

学校設置者等(第2条第3項)

学校、児童福祉施設等、本法に定める措置を義務として実施すべき事業者

民間教育保育等事業者(第2条第5項)

学習塾、放課後児童クラブ、認可外保育施設等、国の認定を受けて本法に定める措置を実施する事業者

地域クラブ活動を行う団体を含む

対象業務

学校設置者等における教員等(第2条第4項)

教諭、保育士等

民間教育保育等事業者における教育保育等従事者(第2条第6項)

塾講師、放課後児童支援員等

対象事業者に求められる措置等

安全確保措置

1 日頃から講ずべき措置

- ・ 服務規律等のルール作り、環境整備、保護者・児童等への周知・啓発(ガイドライン事項)
- ・ 性暴力等のおそれの早期把握のための児童等との**面談等**(第5条第1項等)
- ・ 児童等が**相談を行いやすくするための措置**(相談体制等)(第5条第2項等)
- ・ **研修**(第8条等)

初犯防止対策

3 特定性犯罪前科の有無の確認

- ・ 児童等に接する業務の従事者は、雇入れ、配置転換等の際に確認が必要
 - 学校設置者等の現職者
 - ➔ 施行から3年以内(第4条第3項)
 - 民間教育保育等事業者の従事者
 - ➔ 認定等から1年以内(第26条第3項)
- ・ 確認を行った従事者は、その後5年ごとに確認(第4条第4項等)

再犯防止対策

2 被害が疑われる場合の対応

- ・ **調査**(第7条第1項等)
- ・ 被害児童等の**保護・支援**(第7条第2項等)

4 児童対象性暴力等の防止のための措置

- ・ **①～③を踏まえ、従事者による児童対象性暴力等が行われる「おそれ」ありと認められる場合、児童対象性暴力等の防止のための措置(教育・保育等の業務に従事させないなど)**を講じなければならない。

※ 特定性犯罪前科ありの場合、「おそれ」ありとの判断の下で、**防止措置**を実施。

防止措置

情報管理措置

特定性犯罪前科等の情報を適正に管理するための措置

- ・ 犯罪事実確認記録等の適正な管理(第11条、第14条等)
- ・ 犯罪事実確認記録等の利用目的の制限及び第三者提供の禁止(第12条等)
- ・ 犯罪事実確認書に記載情報の漏えい等の報告(第13条等)
- ・ 犯罪事実確認記録等の廃棄及び消去(第38条)
- ・ 情報の秘密保持義務(第39条)

指導・監督

安全確保措置・情報管理措置の実施状況については、国・所轄庁が指導・監督を実施(定期報告、報告徴収及び立入検査、命令、認定等の取消、公表等)。

対象事業者に求められる性暴力を防ぐための取組について

事業者は、**法律で定められた性暴力を防ぐための取組（安全確保措置）**を実施する必要があります。



日頃から取り組むこと

- ・ 事業者・業界ごとに「性暴力」や「不適切な行為」に当たる行為を決める。
- ・ いちはやく異変に気づくことができるような仕組みを整える（例：**面談やアンケート**）。
- ・ こどもたちが性暴力について**相談しやすい仕組み**を整える。
- ・ こどもと接する仕事に就く人たち（先生など）は性暴力を防ぐための**研修**を受ける。

性暴力が起こった場合に取り組むこと

- ・ こどもたちの人権を大切にし、心を傷つけないように**調査（聴き取りなど）**を行う。
- ・ こどもたちが安心して教育や保育を受けられるように**保護・支援**を行う。

性犯罪を繰り返させないために取り組むこと

- ・ こどもと接する仕事に就く人が、**過去に性犯罪を犯していないかの確認（犯罪事実確認）**を行う。
- ・ 過去に性犯罪を犯していた場合や、調査から性加害を行っていたことが分かった場合等には、性暴力のおそれがあるとの判断の下、**こどもに接する業務に就かせない（防止措置）**。

2026年12月25日より

こどもたちを 性暴力からまもる 新しい制度が 始まります

教育・保育
などを行う
事業者
の皆さまへ

こどもに対する性暴力は
断じて許されません。

「こども性暴力防止法」に基づき、
こどもへの性暴力を防ぐための
取り組みが事業者に求められます。

こどもまんなか
こども家庭庁



「こども性暴力防止法」
について詳しくはこちら

事業者求められること

- ✓ 性暴力の未然防止のための、現場でのルール作り・従事者向け研修の実施
- ✓ 性暴力の早期発見のための、面談やアンケートの実施・相談窓口の設置
- ✓ こどもと接する業務に就く人の性犯罪歴の確認 など

これらの取り組みを行った結果、従事者に性犯罪歴がある場合など、こどもへの性暴力が行われる「おそれ」があると認められる場合は、その従事者をこどもと接する業務に就かせないなどの対応が必要になります。

制度の対象は？

あらゆる教育・保育などを行う事業者が対象です。

学校や認可保育所などは、公立・私立を問わず全ての施設や事業者が対象となります。

放課後児童クラブや学習塾などの事業者はこども家庭庁に申請し、認定を受けた場合に法律の対象となります。



義務対象

- 学校（幼小中高特立、高等、高等専修学校）
- 認可保育所、認定こども園
- 児童養護施設
- 障害児施設 など



認定対象

- 認可外保育施設
- 一時預かり、病児保育
- 放課後児童クラブ
- 学習塾、スポーツクラブ など

国の認定を受けるとどうなる？

認定を受けた事業者は

- ✓ 法で定められた性暴力防止のための取り組みが求められます。
(義務対象事業者と同様の取り組み)
- ✓ 事業者の認定の有無を保護者などが確認できるようになります。
(こども家庭庁のウェブサイト上で事業者名が公表されます)
- ✓ 「こまもろうマーク」を施設の看板や広告に使うことができます。
(認定事業者マーク)



教育・保育 などを行う 事業者の皆さまへ

こどもを性暴力からまもるためには、こどもと関わる全ての方の理解と協力が必要です。

こどもが安心して教育・保育を受けられる社会を実現するため、
法の遵守と積極的な認定の取得をお願いいたします。

認定の取得には申請が必要です。

手順など詳しくは、こども家庭庁ウェブサイトをご確認ください。



こどもまんなか
こども家庭庁



認定対象事業者

こども性暴力防止法の施行までの対応

- 認定申請は、法の施行日(令和8年12月25日)から行うことができます。
- 以下の図は、施行後速やかに認定申請を行う場合の対応を示したものであり、実際の対応時期は申請時期によって異なります。

令和8(2026)

1月

2月

3月

4月

5月

6月

7月

8月

9月

10月

11月

12月

国からの
周知資料等

▲
ガイドライン
(1月9日)

- 研修教材、解説動画・資料
○ 周知啓発資料
○ 報告・対応ルールひな型

△
事務手続
マニュアル
(予定)

▲
法施行
(12月25日)

システム
登録

- ☐ GビズID取得
(法人・運営者等で取得)

※2 こども性暴力防止法関連システム(こまもろうシステム)のアカウント登録は施行後に実施

犯罪事実
確認・
防止措置

- ☐ 制度についての従事者等への周知(犯罪事実確認の対象になる旨など)
☐ 対象従事者の範囲、不適切な行為の範囲の検討・確定 ☐ 犯罪事実確認の実施体制整備(責任者の選任)
☐ 就業規則の見直し(不適切な行為の範囲、懲戒事由等)、採用募集要項等の見直し

- ☐ 採用過程での性犯罪前科の事前確認

- ☐ 児童対象性暴力等対処規程の作成

安全確保
措置

- ☐ 体制整備(相談窓口設置・周知等)

- ☐ 性暴力事案の疑い発生時の報告・対応ルール策定・周知

- ☐ 従事者向け研修の計画策定・実施

- ☐ 児童等・保護者向け周知・啓発

情報管理
措置

- ☐ 情報管理規程の作成、規程に沿った情報管理体制の整備

- ☐ 情報管理担当者向け研修の実施

その他

- ☐ (委託・指定管理等を行っている場合) 共同認定申請に向けた役割分担の検討

- ☐ 事業者向け研修の受講

「こども性暴力防止法」

がスタートします。

こどもに対する性暴力は、断じて許されるものではありません。

学校や保育所、学習塾など、こどもに対して教育・保育などを行う事業者には、性暴力を防ぐための取組が求められます。

事業者求められる取組

- ✓ 日頃から、こどもを性暴力から守る環境づくりを進めます。
- ✓ こどもと接する業務に就く人に、性犯罪前科の有無を確認します。
- ✓ 性暴力のおそれがある場合は、こどもと接する業務に就かせないようにします。



こどもまんなか
こども家庭庁

詳細は裏面および
こども家庭庁HPをご覧ください
国民の皆様向けの
動画やリーフレットを掲載しています



↓ 制度の詳細等は、以下をご参照ください。 ↓

こども性暴力防止法について
(動画)



こども性暴力防止法に関する解説動画・資料



事業者向けリーフレット



従事者向けリーフレット



こども性暴力防止法に関するお問い合わせは、[お問い合わせフォーム](#)より受け付けております。
お電話によるお問い合わせは、専用ダイヤル03-5357-1146（受付時間：平日9時00分から17時00分まで（年末年始を除く））にお電話ください。なお、混雑時はつながりにくくなるため、恐れ入りますが、お問い合わせフォームもご活用ください。

こども性暴力防止法における認定を受ける主体について

1. 団体間の役割分担の明確化

- こども性暴力防止法に基づく国の認定を受けた団体（認定事業者等）は、同法に基づく措置（例：認定のための手続き、安全確保措置、犯罪事実確認、防止措置、情報管理措置等）を行う必要がある。
- 複数の関係者が連携して活動を行う場合、これらをどの団体が実施するのか、契約等において役割分担を明確化することが重要（例：契約書や契約の内容を定める仕様書等に役割分担を明記する等）。
- その際、特に以下の事項については、認定事業者等が必ず実施する必要がある（他の団体に実施させることができない）ことに留意すること。

○こども性暴力防止法に基づく認定事業者等が必ず実施する必要がある事項

- ✓ 法の対象事業者が手続等の主体となるもの（例：GビズID取得・アカウント登録、認定申請、犯罪事実確認書の交付申請）
- ✓ 法の対象事業者以外が行うことが法令上想定されないもの（例：犯罪事実確認の結果や調査結果に基づく防止措置の要否の判断、定期報告、事業者内の相談員の選任又は相談窓口の設置[※]）
※こども性暴力防止法に基づく認定主体以外にも窓口を設けることは可能。例えば、こども性暴力防止法に基づく認定事業者等が相談窓口を設置した上で、第三者的な相談窓口を、各教育委員会等が独自に設けることはできる。
- ✓ 犯歴情報の第三者提供が禁止されていることに伴い、対象事業者内で完結させる必要があるもの（例：犯罪事実確認の結果の閲覧）

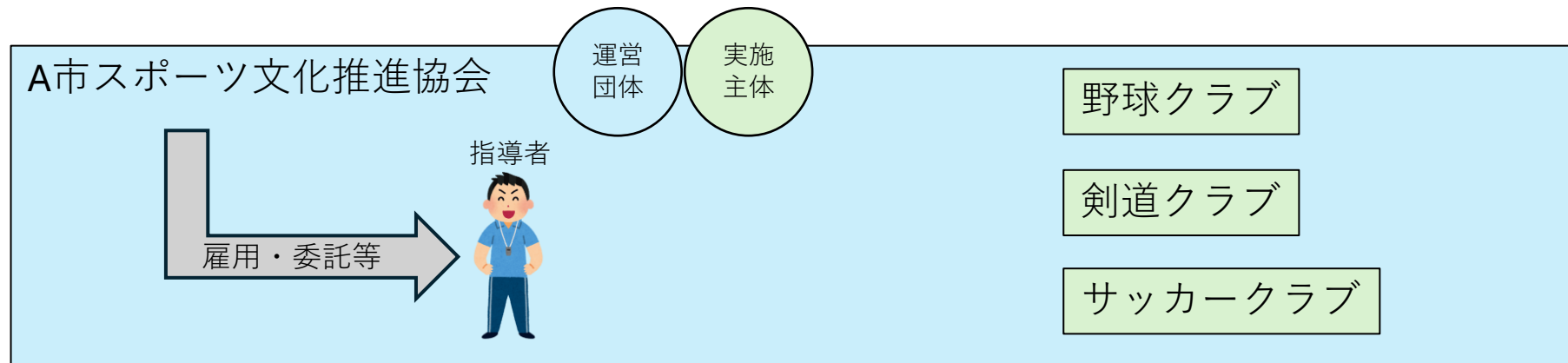
2. こども性暴力防止法に基づく認定事業者等

こども性暴力防止法に基づく認定を受けるのは、事業の提供を行っている団体であり、地域クラブ活動に当てはめると以下のとおり。（具体例は次頁以降を参照）

- （事例①）1つの団体が地域クラブ活動の運営団体かつ実施主体である等、活動の全体を1つの団体で行う場合
➡当該団体が認定を受けることができる
- 地域クラブ活動の運営団体と実施主体が異なる等、複数の団体が契約等の下で役割分担をして活動を行う場合
➡（事例②、③）委託先が単独で「認定」を受ける 又は 委託元・委託先が「共同認定」を受けることができる
➡（事例④）委託元が単独で「認定」を受けることができる

こども性暴力防止法における認定を受ける主体（事例①）

- 運営団体と実施主体を一つの団体が兼ねている場合等、**活動の全体を1つの団体で行う場合**
（団体内の部署・機能として、管理部門と実施部門があるものと捉えられる場合等）



<役割分担>

- ・ 運営方針・運営計画の策定
 - ・ 実施主体の活動状況の管理
 - ・ 指導者の確保（採用・人事管理等）
 - ・ 指導者の業務範囲や従事場所の決定・変更
 - ・ 生徒等からの相談窓口の設置
 - ・ 事案発生時の調査
- 等

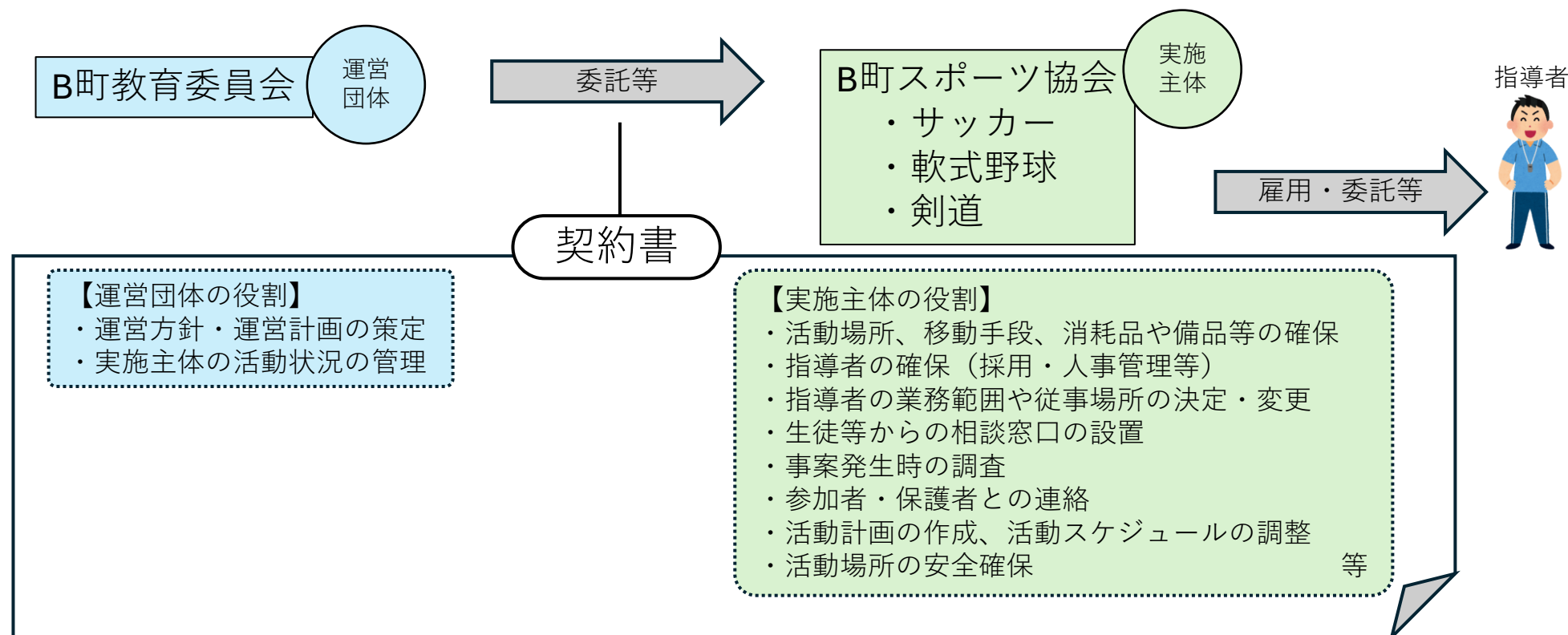
- ・ 活動現場の運営（場所の確保、備品等の確保）
- ・ 参加者・保護者との連絡
- ・ 活動計画の作成、活動スケジュールの調整
- ・ 活動場所の安全確保

【こども性暴力防止法に基づく認定を受ける主体】

➡A市スポーツ文化推進協会が認定を受ける

こども性暴力防止法における認定を受ける主体（事例②）

- 地域クラブ活動の実施に当たって、**委託先があり、契約書等において以下のような役割分担で実施している場合**



【こども性暴力防止法に基づく認定を受ける主体】

以下 2 パターンが考えられる

➡① B町スポーツ協会が単独で認定を受ける

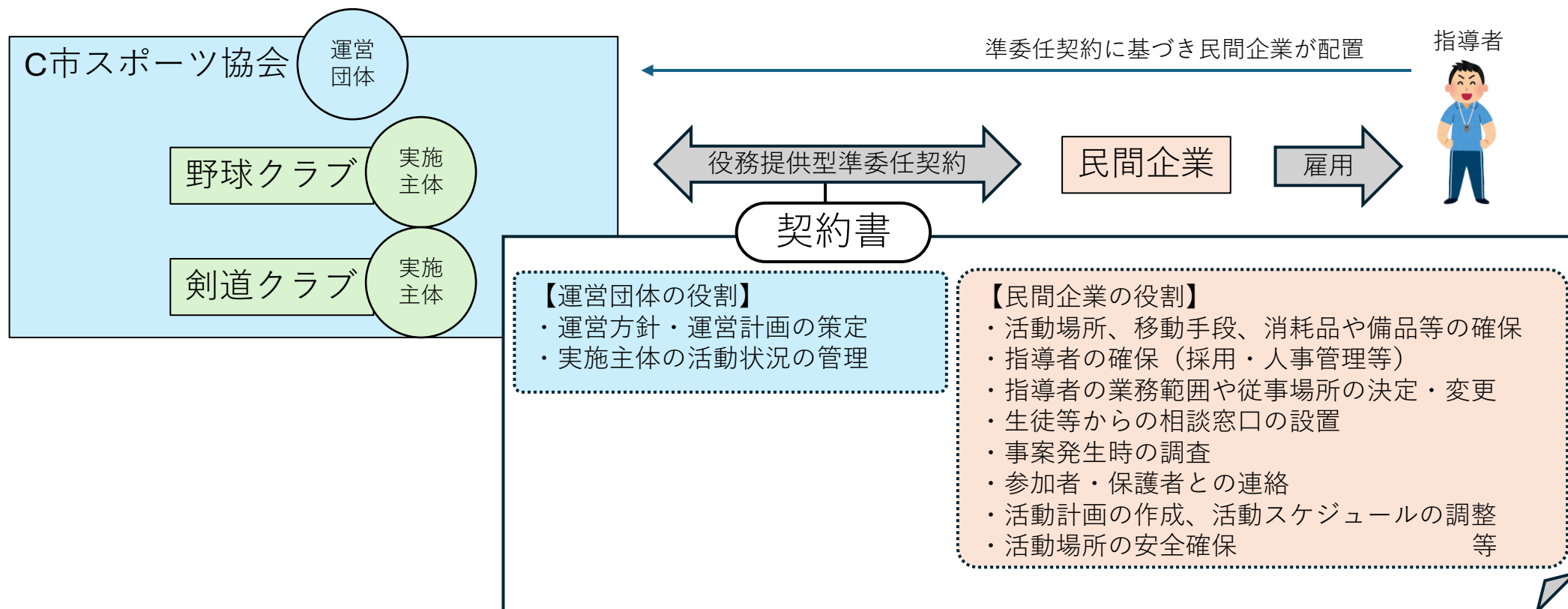
※ ①の場合、こども性暴力防止法で義務付けられる措置をB町スポーツ協会が単独で実施する。

➡② B町教育委員会とB町スポーツ協会が共同認定を受ける

※ ②の場合、こども性暴力防止法で義務付けられる措置を役割分担して実施する。

こども性暴力防止法における認定を受ける主体（事例③）

- 地域クラブ活動の実施に当たって、委託先があり、契約書等において以下のような役割分担で実施している場合



【こども性暴力防止法に基づく認定を受ける主体】

以下 2 パターンが考えられる

➡① 民間企業が単独で認定を受ける

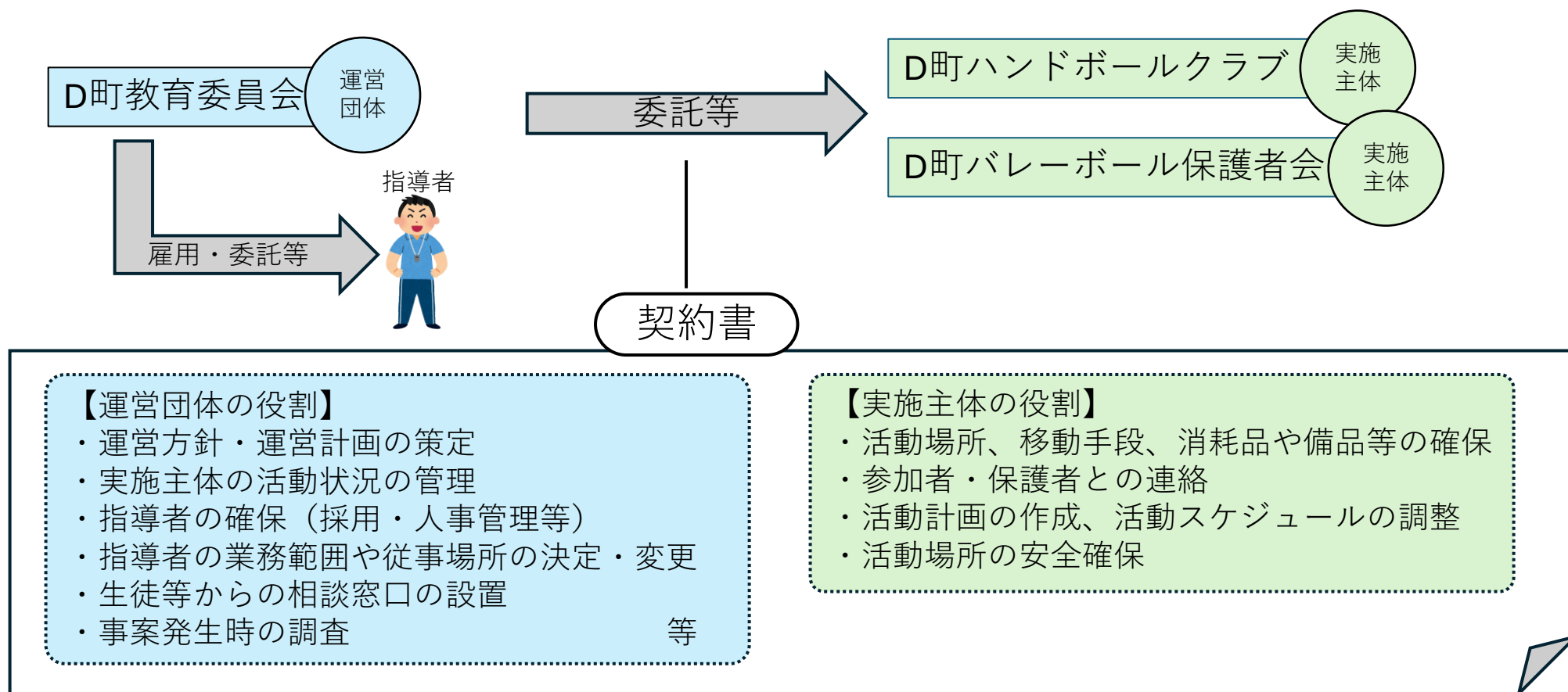
※①の場合、こども性暴力防止法で義務付けられる措置を民間企業が単独で実施する。

➡② C市スポーツ協会と民間企業が共同認定を受ける

※②の場合、こども性暴力防止法で義務付けられる措置を役割分担して実施する。

こども性暴力防止法における認定を受ける主体（事例④）

- 地域クラブ活動の実施に当たって、委託先があり、契約書等において以下のような役割分担で実施している場合



【こども性暴力防止法に基づく認定を受ける主体】

➡D町教育委員会が単独で認定を受ける

※こども性暴力防止法に基づく認定事業者等が必ず実施する必要がある事項（15頁参照）は、D町教育委員会において実施する必要がある。

參考資料

学校部活動の課題・改革の必要性

① 少子化の進展

少子化により、学校の規模が小さくなる中、1つの学校単位ではチームスポーツなどが十分に実施できない

② 学校における働き方改革

学校における働き方改革の必要性が高まる中、学校の教師のみに頼る指導体制は維持できない

(参考1) 中学生世代の人口推計 2023年：約322万人 ⇒ 2033年：約259万人

(参考2) 中学校教師の時間外在校等時間 R4：約58時間 ⇒ 目標(R11)：約30時間

(参考3) 学校部活動の意義

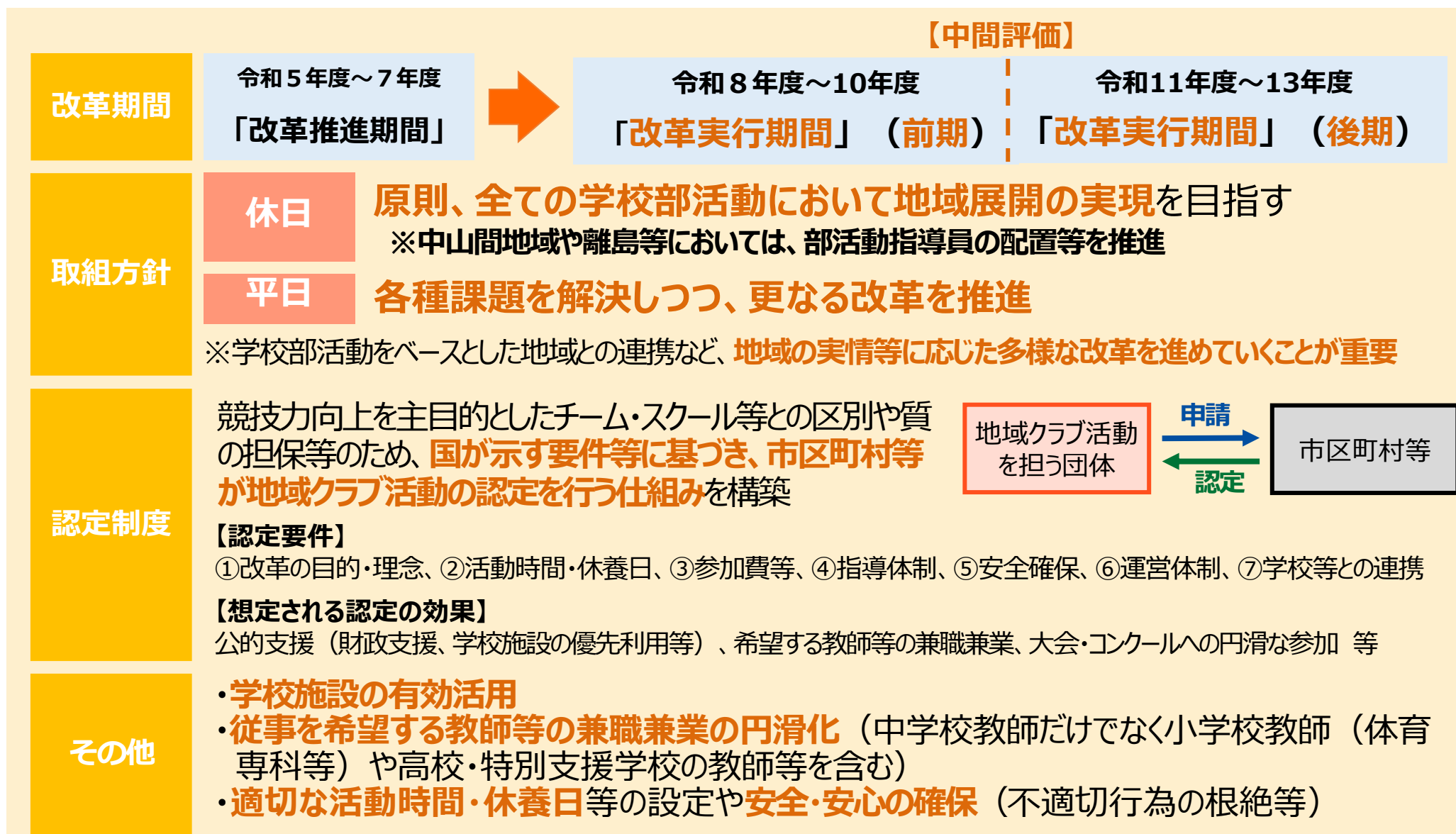
- ・生徒が、身近に、気軽に、安全・安心な環境の下で、スポーツ・文化芸術活動を行う機会を公的に保障
- ・生徒の体力向上、責任感・連帯感・リーダーシップの育成、好ましい人間関係の構築などに寄与 など

● 少子化が進む中でも、将来にわたり生徒がスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむ機会を確保するために、地域のスポーツ・文化資源を最大限活用し、地域全体で支える仕組みの構築が必要

● これにより、生徒の活動機会の維持にとどまらず、多種多様な体験の実現や、良質な指導等を通じた活動の質向上、地域社会の維持・活性化等につながることも期待 21

部活動改革に関する新たなガイドライン

令和7年12月に国としての考え方を「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」として策定



部活動の地域展開等に関する法律上の規定

スポーツ基本法（令和7年改正）

（中学校の生徒が継続的にスポーツに親しむ機会の確保）

第十七条の二 地方公共団体は、中学校（義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部を含む。以下この項において同じ。）の生徒の数の減少及びこれに伴う中学校の部活動の実施に係る状況を踏まえ、中学校の生徒が継続的に多様なスポーツに親しむことができるよう、地域の実情に応じて、学校、住民が主体的に運営するスポーツ団体（第二十一条及び第二十二条第一項において「地域スポーツクラブ」という。）その他の団体との緊密な連携の下に、中学校の生徒が地域においてスポーツに親しむ機会を確保するために必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

2 国は、地方公共団体に対し、前項の施策の円滑な実施のために必要な助言、指導、経費の補助その他の援助を行うよう努めるものとする。

公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律（附則）

（政府の措置）

第三条 政府は、令和十一年度までに、公立の義務教育諸学校等（給特法第二条第一項に規定する義務教育諸学校等をいう。以下同じ。）の教育職員（第一条の規定（給特法第二条第二項の改正規定に限る。）による改正後の給特法第二条第二項に規定する教育職員をいう。以下この項及び附則第五条において同じ。）について、一箇月時間外在校等時間を平均三十時間程度に削減することを目標とし、次に掲げる措置を講ずるものとする。

一～五 （略）

六 部活動の地域における展開等を円滑に進めるための財政的な援助を行うこと。

七 （略）

2 （略）

地域クラブ活動の創設・運営ガイドブック

部活動の地域展開における

地域クラブ活動の創設・運営ガイドブック (令和8年3月)

地域クラブ活動の創設及び持続的・安定的な運営に向けた基本的な考え方や留意点、具体的な取組事例等を整理



部活動の地域展開における

地域クラブ活動の創設・運営ガイドブック



STEP 1 方針

地方公共団体内の体制を整備する

改革の責任主体である市区町村等が、地域展開等の円滑な実施に向けた基本方針を示すことが必要です。そのためには、担当部署だけでなく、関係部署との連携体制を強化することが不可欠です。本取組は、スポーツ活動機会の保障だけでなく、まちづくり全体にもつながる取組であることを意識し、関係者を巻き込んで進めよう。

ACTION

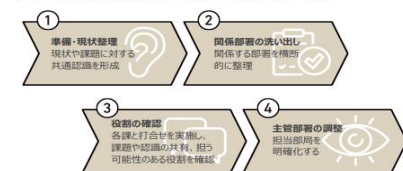
地方公共団体内の検討・連携体制を整備する

基本方針について検討や策定を行うため、地方公共団体内の体制を整備しましょう。



POINT > 担当部署を決めるだけでなく、関係部署を巻き込んで、行政内での検討・連携体制を早い段階から整備し、理念や情報を共有することが重要です。

地方公共団体内での検討・連携体制整備までのフロー（例）



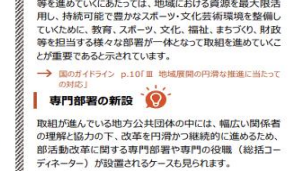
ACTION

地方公共団体内の検討・連携体制を整備する

基本方針について検討や策定を行うため、地方公共団体内の体制を整備しましょう。

POINT > 担当部署を決めるだけでなく、関係部署を巻き込んで、行政内での検討・連携体制を早い段階から整備し、理念や情報を共有することが重要です。

地方公共団体内での検討・連携体制整備までのフロー（例）



CASE STUDY

新潟県長岡市

取組内容 部局横断の専門部署の設置

専門部署の概要と取組例

- ◆ 専門部署である「部活動地域移行室」を教育委員会学校教育課内に設置
- ◆ 担当する職員が教育委員会事務局と首長部局の関係部署を併任し、連携を強化
- ◆ 定期的な関係部署とのミーティングにより行内調整を円滑化
- ◆ 市・教育委員会・スポーツ協会・芸術文化振興財団の四者協定を締結し、連携を強化することで、資源の整理や提供を効率的に実施

新潟県長岡市の「部活動の地域展開」

長岡市は、部活動の地域クラブ活動への移行を推進するため、学校教育課内に部活動地域移行室を設置し、専任の職員を配置しています。この専門部署の設置により、長岡市は地域クラブ活動への展開準備を円滑に進め、令和7年9月に休日の部活動を完全に地域展開し、新たな地域クラブ活動「ながおかCome100クラブ活動」を開始しています。

基本情報（令和6年度）

- ◆ 人口 256,731人
- ◆ 公立中学校数 27校
- ◆ 公立中学校生徒数 6,402人
- ◆ 部活動数 241部活

STEP 2 方針 STEP 3 準備 STEP 4 実行 STEP 5 検証・改善

ACTION

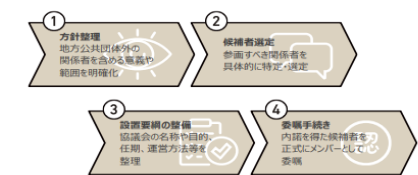
協議会を設置する

方針や計画の検討、地域クラブ活動実施後の点検・評価・改善等を実施するために、地域内の関係団体（ステークホルダー）を巻き込んだ協議会を設置しましょう。



POINT > 地域内にどのようなステークホルダーがあるか確認し、整理した上で、構成メンバーを検討することが重要です。

協議会の設置までのフロー（例）



POINT > 協議会では部活動の地域展開の方針や在り方の検討、地域クラブ活動実施後の点検・評価・改善等について検討します。

協議会での検討プロセス（例）

開催時期	検討内容
令和3年度	学校部活動改革の方針確認、地域クラブ活動の基本理念や目的の確認、他の地方公共団体の事例確認 等
令和4年度	地域クラブ活動の制度設計の詳細化、先行的に実施する地域の選定、活動方針の検討、学校や生徒・保護者への説明の準備 等
令和5年度	推進計画の検討・策定、取組開始に向けた工程の検討、事務局体制の検討、地域クラブ活動で実施する種目の選定 等
令和6年度前	指導者要件の検討、活動場所の検討、地域クラブ活動への入会制度の検討、会費の検討 等
令和6年9月	地域クラブ活動を開始

→ スポーツ庁「令和6年度地域スポーツクラブ活動体制整備事業 事例集（京成神奈川）」



協議会とはどんなメンバーで構成されるのが望ましいですか？
地方公共団体、学校、保護者、スポーツ協会、総合型地域スポーツクラブ等様々なメンバーが想定されます。

- メンバーの例
- ◆ スポーツを所管する部署の意思決定者
 - ◆ 教育を所管する部署の意思決定者
 - ◆ まちづくりを所管する部署の意思決定者 等
 - ◆ 校長会の代表
 - ◆ PTAの代表
 - ◆ 学校運営協議会の代表 等
 - ◆ 中学校体育連盟の会長
 - ◆ スポーツ協会の代表
 - ◆ 競技団体の代表
 - ◆ 総合型地域スポーツクラブの代表
 - ◆ スポーツ少年団の代表 等
 - ◆ スポーツ科学や教育学を専門とする大学教員
 - ◆ マネジメントや地域スポーツ等を専門とする大学教員 等

協議会での地方公共団体の役割

- ◆ 客観的データや事実に基づいて議論を展開できるように、ファシリテーションを担う。
- ◆ 協議会参加者がそれぞれ発言、意見できるように、ファシリテーションを担う。
- ◆ 協議会の内容を次のアクションへ反映させることを意識しながら検討内容を設定しましょう。

地域クラブ活動の開始後は協議会は開催しなくても良いのでしょうか？
地域クラブ活動開始後も協議会は継続的に開催しましょう。

地域クラブ活動開始後の協議会の役割として、地域クラブ活動の実態把握（参加生徒数の推移、課題・トラブルの有無、各ステークホルダーからの意見等）を行い、必要な改善策の検討を継続的に進めていくことが求められます。

→ p.81 STEP7 改善（新たな改革を検討する）

令和7年度補正予算と令和8年度予算に、**対前年度2倍以上**となる、**合計139億円を計上**し、**新たな補助金を創設**し、自治体の取組を総合的に支援

＜事業スキーム＞

スポーツ庁・文化庁

都道府県

指定都市

市町村等
(指定都市は除く)

● 休日の地域クラブ活動の活動費等の支援

－指導者謝金、事務局人件費、旅費、消耗品費等

※補助割合：国1/3、都道府県1/3、市区町村1/3



● 経済的困窮世帯の生徒への支援（参加費・保険料）

※補助割合：国1/2、都道府県・市区町村1/2



● 地方公共団体の体制整備等

－コーディネーター配置、人材バンクの設置・運用、指導者研修、移動手段確保等

※補助割合：国1/3、都道府県1/3、市区町村1/3

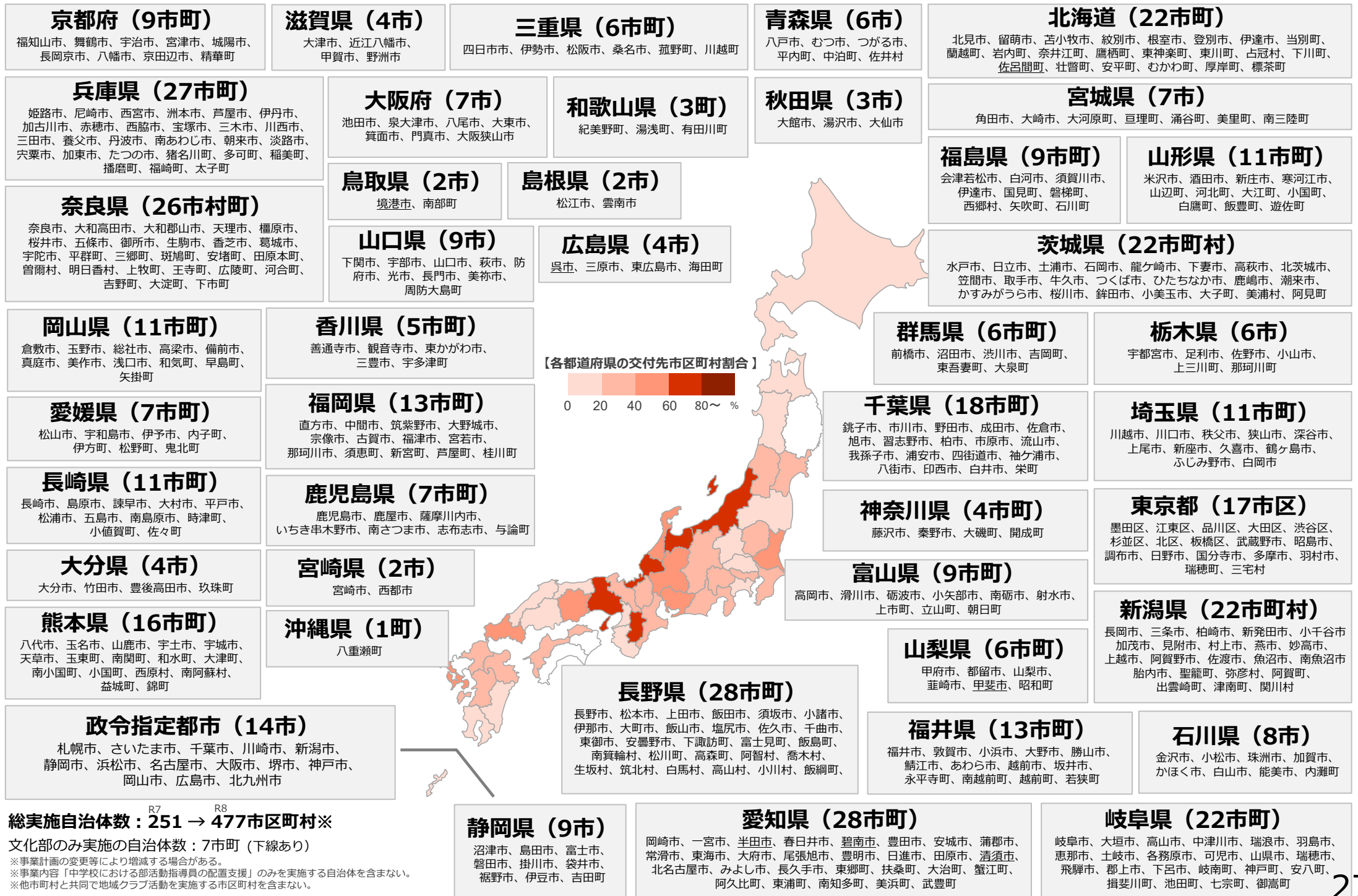
● 平日も含めた地域展開等の加速化のための重点課題への対応

－小学校体育専科教師等の活用、学校施設の有効活用、地元大学との連携等

※補助割合：国10/10

● 部活動指導員の配置支援（拡充）

※補助割合：国1/3、都道府県1/3、市区町村1/3



学校部活動から地域クラブ活動への転換

現行

地域移行

見直し

地域展開

趣旨

- ①従来、学校内の人的・物的資源（学校の施設を含む）によって運営されてきた活動を広く
地域に開き、地域全体で支えていく
- ②地域に存在する人的・物的資源を活用しながら、
地域全体で支えることで可能となる**新たな価値を創出し、
より豊かで幅広い活動**を目指していく

地域クラブ活動において実現が期待される「新たな価値」の例

- 生徒のニーズに応じた**多種多様な体験**
(複数の競技種目等に取り組むマルチスポーツや総合文化芸術、スポーツと文化芸術の融合、レクリエーション的な活動等を含む)
- 生徒の**個性・得意分野**等の尊重
- 学校等の**垣根を越えた仲間**とのつながり創出
- 地域の様々な人や幅広い世代との**豊かな交流**
- 適切な資質・能力を備えた指導者による**良質な指導**
- 学校段階にとらわれない**継続的な活動** (引退のない継続的な活動) 及び地域クラブ活動の指導者による**一貫的な指導** 等

部活動の地域展開等の全国的な実施

令和8年度予算額 57億円
(前年度予算額 37億円)
令和7年度補正予算額 82億円



理念・方向性

- ✓ 急激な少子化が進む中でも、将来にわたって子供たちがスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができる機会を確保・充実。学校の働き方改革を推進し、学校教育の質も向上。
- ✓ 学校部活動の意義を継承・発展させつつ、地域クラブ活動としての新たな価値を創出。
- ✓ 地域の実情に応じた持続可能で多様なスポーツ・文化芸術環境を整備。
- ✓ 学校単位で部活動として行われてきたスポーツ・文化芸術活動を地域全体で関係者が連携して支え、子供たちの豊かで幅広い活動機会を保障。
- ✓ 「地域の子供たちは、学校を含めた地域で育てる。」という意識の下、地域の実情に応じスポーツ・文化芸術活動の最適化を図り、体験格差を解消。

事業内容

「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」(令和7年12月文部科学省)に基づき、令和8年度からの「改革実行期間」における部活動の地域展開等の全国的な実施を推進

I. 部活動の地域展開等推進事業

54億円 ※令和7年度補正予算額：82億円

地方公共団体に対して、中学校の部活動の地域展開・地域クラブ活動の推進や部活動指導員の配置に係る経費を補助するとともに、地域間における体験格差の防止、子供たちの安全・安心な活動や質の高い指導の担保等の観点から、地方公共団体への伴走支援等を実施。

(1) 部活動の地域展開・地域クラブ活動の推進

補助金

部活動の地域展開・地域クラブ活動の推進のために必要な経費を、地方公共団体に対して補助。

- ① 休日の地域クラブ活動の活動費等の支援
〔指導者謝金、事務局人件費、旅費、消耗品費等〕
- ② 経済的困窮世帯の生徒への支援
〔参加費・保険料〕
- ③ 推進体制の整備等★
〔コーディネーターの配置、人材バンクの設置・運用、指導者研修、移動手段確保等〕

〔補助割合：①③は国1/3、都道府県1/3、市区町村1/3（※1）、②は国1/2、都道府県・市区町村1/2〕

(2) 平日も含めた地域展開等の加速化のための重点課題への対応★

補助金

実現可能な活動の在り方や課題への対応策の検証等を行うため、実証事業を実施。〈定額補助：国10/10〉

＜主な重点課題＞

- ・小学校体育専科教師等の指導者としての活用など多様な兼職兼業のモデル形成
- ・地元大学等との連携による指導・運営体制の整備
- ・学校施設の有効活用（指定管理者制度・民間委託等による管理効率化などを含む）
- ・平日放課後の地域クラブ活動の移動手段の確保
- ・民間活力の活用等による持続可能な運営モデルの構築
- ・パラスポーツの推進及びインクルーシブな活動環境の確保 等



(3) 中学校における部活動指導員の配置支援

補助金

各学校や拠点校に部活動指導員を配置し、指導や大会引率等を担う。

〔17,320人（運動部：13,620人、文化部：3,700人）〕〔補助割合：国1/3、都道府県1/3、市区町村1/3（※1）〕

(4) 地方公共団体への伴走支援と安全安心・質の高い指導の担保等

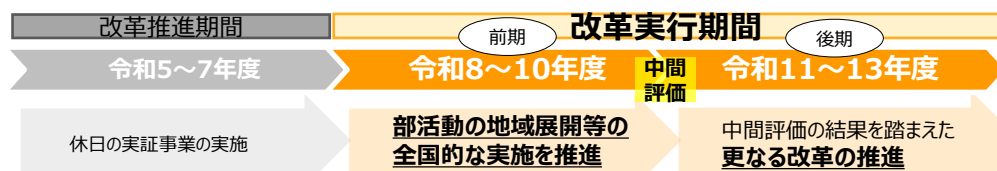
委託費等

- ・相談・サポート窓口設置、アドバイザー派遣、取組状況調査、課題への対応策創出、好事例の横展開★
- ・指導・リスクマネジメントの手引きの作成、動画ポータルサイトの運営（JSC運営費交付金）

II. 地域における新たなスポーツ環境の構築等

3億円 ※令和7年度補正予算額：0.4億円

- ・部活動の地域展開に当たり必要な公立中学校の施設の整備・改修を支援(用具保管の倉庫、スマートロック設置に伴う扉の改修等)★（一部）
- ・指導者養成のための講習会や暴力等の根絶に向けた啓発活動の実施
- ・大学生が卒業後も継続的に地域の中学生の指導に当たる仕組みを構築 等



※休日については、改革実行期間内に、原則、全ての部活動で地域展開の実現を目指す

根拠法令

●スポーツ基本法（令和7年改正後）（抜粋）

第十七条の二 地方公共団体は、（略）中学校の生徒が地域においてスポーツに親しむ機会を確保するために必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

2 国は、地方公共団体に対し、前項の施策の円滑な実施のために必要な助言、指導、経費の補助その他の援助を行うよう努めるものとする。

●公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（令和7年改正）（抜粋）

附則第三条 政府は、（略）次に掲げる措置を講ずるものとする。

六 部活動の地域における展開等を円滑に進めるための財政的な援助を行うこと。

【「強い経済」を実現する総合経済対策（令和7年11月21日閣議決定）抜粋】

地域クラブ活動の推進体制整備や各種課題解決に向けた継続的な支援等により、部活動の地域展開等の全国実施を加速する。

*1 都道府県又は指定都市が実施主体の場合は、国1/3、都道府県・指定都市2/3

*2 本資料における「スポーツ」には障害者スポーツを、「文化芸術」には、障害者芸術を、「中学校」には特別支援学校中学校部等を含む。

事業の目的

中学校の部活動の地域展開等と地域スポーツ・文化芸術環境の一体的な整備に向け、部活動の地域展開等の推進に必要な経費のうち、都道府県、指定都市及び市区町村等（指定都市を除き、市区町村等の一部事務組合を含む。以下同じ。）が要する経費についての補助を行い、もって将来にわたり子供たちがスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができる機会を確保することを目的とする。

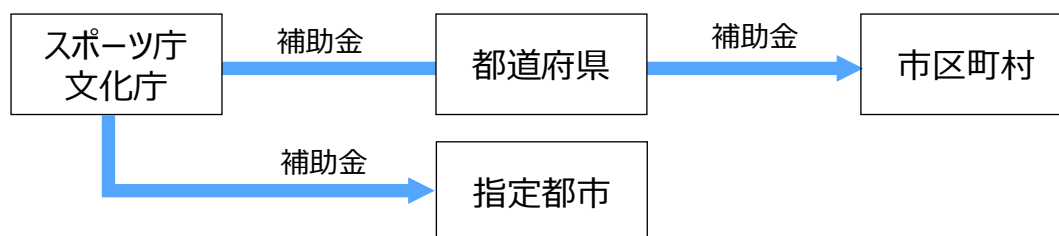
<補助割合と支援スキーム等>

（１）部活動の地域展開等推進事業（休日の地域クラブ活動費等の支援、地方公共団体の体制整備等、平日も含めた地域展開等の加速化のための重点課題への対応及び中学校における部活動指導員の配置支援）

- ① 休日の地域クラブ活動費等の支援（国1/3、都道府県1/3、市区町村等1/3）※
- ② 地方公共団体の体制整備等（国1/3、都道府県1/3、市区町村等1/3）※
- ③ 平日も含めた地域展開等の加速化のための重点課題への対応（補助割合：国10/10）
- ④ 中学校における部活動指導員の配置支援（補助割合：国1/3、都道府県1/3、市区町村等1/3）※

一体的に執行

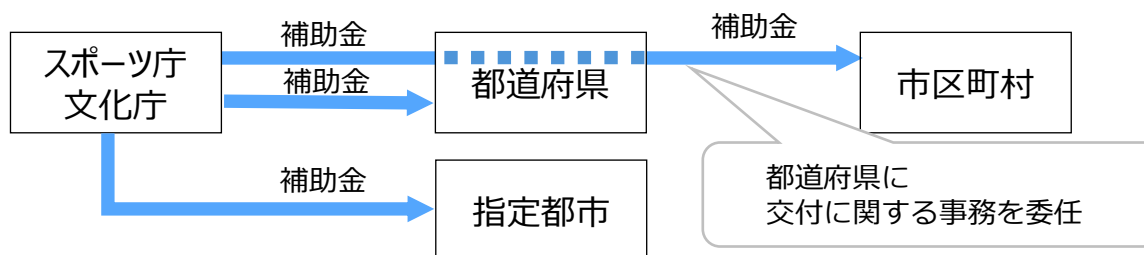
※都道府県又は指定都市が実施主体の場合は国1/3、都道府県・指定都市2/3



（２）部活動の地域展開等推進事業（経済的困窮世帯の生徒への参加費等の支援）

- ⑤ 経済的困窮世帯の生徒への参加費等の支援（補助割合：国1/2、指定都市・市区町村等：1/2）※

※都道府県が実施主体の場合は国1/2、都道府県1/2



令和8年度地方スポーツ振興費補助金における追加公募実施中

■ 申請期間

令和8年6月5日～令和8年12月15日

■ 追加公募の考え方

- ① **追加申請**：すでに交付内定額の通知が行われた事業メニューへの追加申請（額の積み増し）
- ② **新規申請**：これまで申請をしていなかった事業メニューへの新規申請

■ 事業内容

部活動の地域展開等推進事業

- ① 「休日の地域クラブ活動費等の支援」
- ② 「地方公共団体の体制整備等」
- ③ 「平日を含めた地域展開等の加速化のための重点課題への対応」
- ④ 「中学校における部活動指導員の配置支援」
- ⑤ 「経済的困窮世帯の生徒への参加費等の支援」

■ 国のスケジュール

6月5日 追加公募 開始

8月～9月 交付決定（7月末とりまとめ分）
10月～11月 交付決定（9月末とりまとめ分）

12月15日 追加公募 最終締切

1月～2月 交付決定（12月中旬とりまとめ分）

✓ 随時追加申請
✓ 随時交付内定

- 6月5日から12月15日まで、随時追加申請を受付しますが、都道府県・政令指定都市において、独自で締切を設けることが可能です。
- その際、都道府県は、各市区町村が困ることがないように丁寧に周知を行ってください。

部活動の地域展開等に係る地方財政措置について

事 務 連 絡
令和8年1月23日

各都道府県財政担当課
各都道府県市区町村担当課
各都道府県議会事務局
各指定都市財政担当課
各指定都市議会事務局

御中

総務省自治財政局財政課

令和8年度の地方財政の見通し・予算編成上の留意事項等について
(以下、関連部分の一部抜粋)

(別紙)

第3 予算編成上の留意事項

- 66 中学校における休日の部活動の地域展開等の全国実施を加速するため、地域クラブ活動の活動費等の支援や経済困窮世帯の生徒への支援等に係る国庫補助事業の地方負担について、新たに地方交付税措置を講ずることとしている。

部活動の地域展開等に関する情報発信について

部活動改革ポータルサイト

学校部活動の地域展開等に係る情報を一元化

—新たなガイドラインや予算事業、全国の実践事例、各種広報資料を掲載

https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports/mcatetop01/list/1372413_00003.htm



全国の自治体の取組

事例集（右）や事例動画（左）により、全国の自治体の取組を紹介！



ガイドライン解説動画・関連記事

（左）部活動改革に関する新たなガイドライン
河合長官による解説動画
（右）文部科学省広報誌『ミラメク』



啓発ポスター・イメージ動画

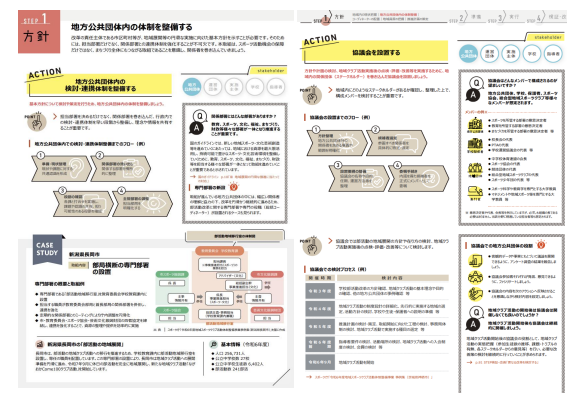


（右）部活動の地域展開に関するイメージ動画
地域展開のコンセプトを2分弱のショート動画で表現
（左）部活動の地域展開に関する啓発ポスター
地域展開の概要や改革の進め方を分かりやすく記載
★令和8年2月に「改革実行期間」Ver.を公開！

地域クラブ活動の創設・運営ガイドブック



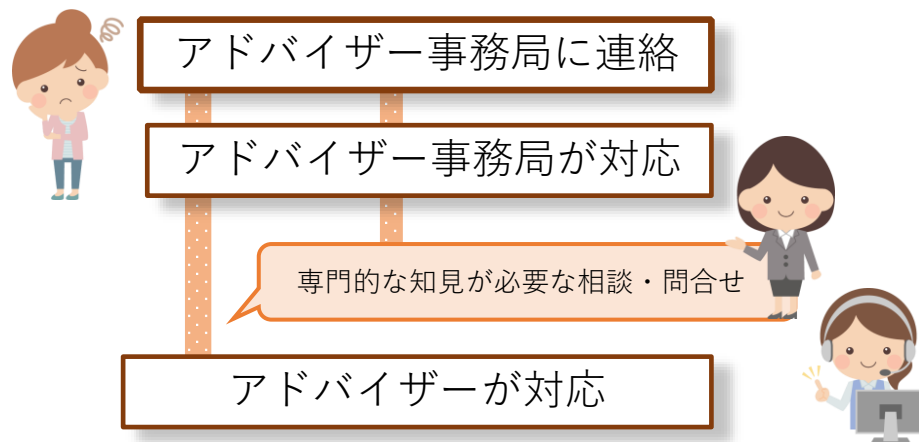
地域クラブ活動を創設・運営する際に必要となる
具体的なアクションを詳説！



地域スポーツクラブ活動アドバイザー事務局について

運動部活動の地域展開等に向けた環境の一体的な整備に向け、自治体等における取組を支援するため、「地域スポーツクラブ活動アドバイザー事務局」を設置し、**自治体等からの相談・問合せに対応**いたします。

利用フロー



※対応形式：オンライン会議、電話、現地訪問等

アドバイザー一覧

- ・石川 智雄 新潟県 長岡市教育委員会 学校教育課 部活動地域展開室 室長
- ・金崎 良一 長崎県 長与町教育委員会 教育長
- ・金谷 英信 公益財団法人日本スポーツ協会 地域スポーツ推進部長（クラブ担当）
- ・小出 利一 NPO法人新町スポーツクラブ 理事長
群馬県教育委員会部活動改革総括アドバイザー
日本スポーツ少年団常任委員
- ・佐藤 嘉晃 静岡県 掛川市教育委員会 教育長
- ・澁谷 健一 公益財団法人新潟県スポーツ協会 スポーツ推進課長
- ・友添 秀則 環太平洋大学 体育学部 教授

Q&A

01 アドバイザーに訪問を依頼する場合、費用は必要ですか？

助言・支援に係る費用はアドバイザー事務局が負担します。訪問に係る費用について、自治体等の負担はありません。

02 自治体等が主催する協議会や講習会で講演してもらうことはできますか？

学識経験者や学校関係者、スポーツ団体関係者など、幅広い知見を持ったアドバイザーによる講演対応も受付しています。

03 アドバイザー事務局は誰でも利用可能ですか？

本アドバイザー事務局は、都道府県・市区町村・スポーツ団体のご利用に限定させていただいています。

- ・西 政仁 奈良県 生駒市生涯学習部 スポーツ振興課長
- ・馬場 雅美 地域コミュニティ共創室Be smile. 代表
- ・久田 晴生 長崎県 大村市教育委員会 学校教育課 参事・体育スポーツ専門幹
- ・松尾 哲矢 立教大学 スポーツウエルネス学部・大学院スポーツウエルネス学研究科 特別専任教授
- ・渡辺 靖代 一般社団法人スポーツリンク白川 クラブマネージャー
- ・渡邊 優子 新潟県 村上市役所企画戦略課 総括コーディネーター兼部活動地域移行総括コーディネーター
NPO法人希楽々 理事
新潟県 村上市スポーツ推進委員

（五十音順・敬称略）
※令和8年5月時点

問い合わせ先

- ホームページ <https://sports-club-advisor.jp/>
- 電話 080-9355-9836 対応可能時間：10:00～17:00（土曜・日曜・祝日を除く）
- メール communityclubs_advisor@tohmatu.co.jp



部活動が変わる、

未来が広がる。



スポーツ庁
JAPAN SPORTS AGENCY